



# 開発事業地球温暖化対策指針 の概要について

川崎市環境局地球環境推進室

## 目次

- 1 計画書制度の概要等
- 2 手続の流れ
- 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容
- 4 お問い合わせ



# 1 計画書制度の概要

## - 目的



- ・ 開発事業については、当該事業終了後、長期にわたり供用されるため、事業の計画段階において、自主的に温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるような取組を促し、地球温暖化対策を推進する

# 1 計画書制度の概要

## - 対象事業



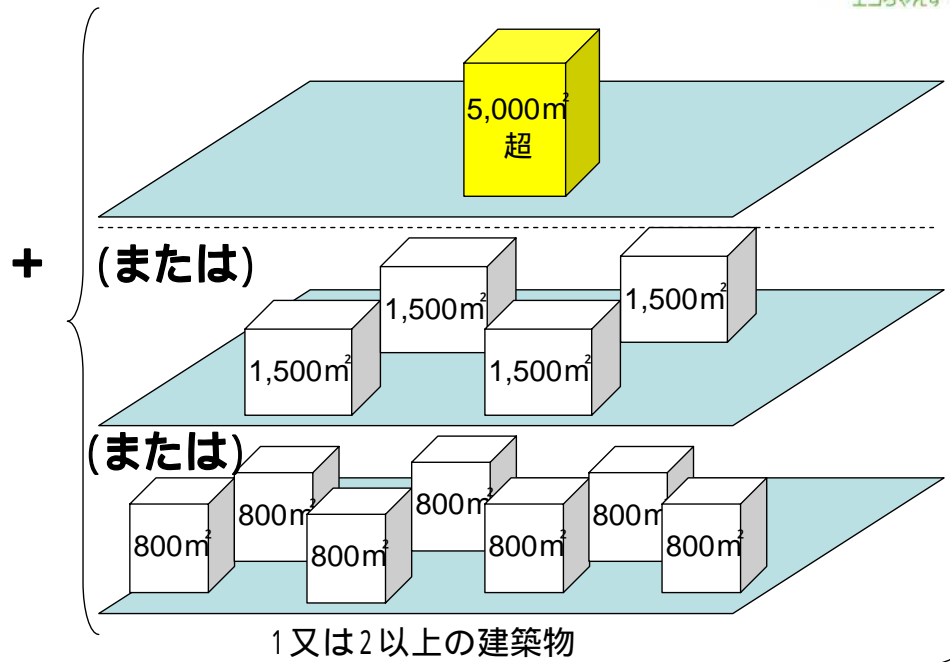
**開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。)の面積が1ヘクタール以上の開発行為であって、新築する1又は2以上の建築物(以下「予定建築物」という。)の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものとする。**

別々の開発行為であって個別に許可申請する場合であっても、**一体的な場合は対象**となります

**特定開発事業以外の提出も受け付けます。**

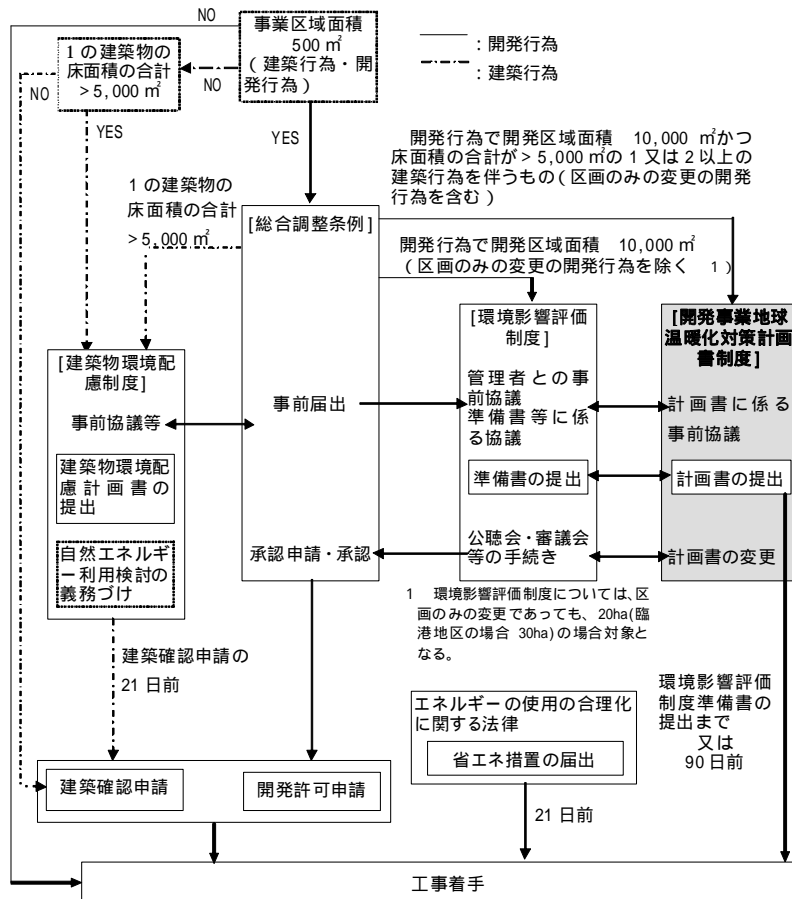
# 1 計画書制度の概要 - 対象事業

都市計画法上の開  
発行為(都市計画  
法第4条第12項)  
に該当し、その開  
発区域(都市計画  
法第4条第13項)  
の面積が1万平米  
を超えるもの



全て特定開発事業になります

# 2 手続の流れ



## 2 提出の流れ

### 一 計画書の提出時期

**環境影響評価条例の指定開発行為(1ha以上の開発行為(区画形質のみの変更を除く)など)に該当する場合は、同条例第18条第1項の条例環境影響評価準備書の提出まで**

又は

**それ以外の場合は、特定開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前まで**

7

## 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容

(1) 開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量等

### 【内容】

開発事業者は、開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、開発事業で予定している建築物の規模や用途により、必要に応じて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算する。

ア 標準的なエネルギー需要量(以下「標準エネルギー需要量」といいます。)

= 標準エネルギー需要量原単位(MJ/m<sup>2</sup>・年) × 床面積(m<sup>2</sup>)

原単位は建築物の用途にあわせたものとしてください。また、根拠資料が必要となります。

イ 標準的なエネルギー起源の二酸化炭素排出量(以下「標準二酸化炭素排出量」といいます。)

= 標準エネルギー需要量(MJ/年) × 二酸化炭素排出係数(CO<sub>2</sub>/MJ、CO<sub>2</sub>/kwh)

エネルギー種別ごとに計算してください。

電力については、需要量(MJ)をkwhに換算し、排出係数を乗じてください。



**開発区域全体のエネルギー需給等に関する基本的な状況の把握**

8

### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置  
別表の内容を踏まえながら、実際に講ずる措置内容を検討

(2)-1 エネルギーの使用の合理化

#### 【措置例】

- 1.1 エネルギー高度利用技術の導入等
- 1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進
- 1.3 建築物の省エネルギーの促進

#### 指針第1号様式(開発事業地球温暖化対策計画) 2頁への記載例

エネルギーの使用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショッピングセンターにおいて、天然ガスコージェネレーション設備を導入する設計とする。</li> <li>・高断熱建材を用いた建物の断熱化を図る。</li> <li>・ショッピングセンター及び集合住宅の共用部に積極的に電球型蛍光灯を利用する。</li> </ul>
--------------	---

エネルギーセンター設置による面的利用



(聖マリアンナ医科大学)

### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容

(2)-2 ヒートアイランド現象の緩和

#### 【検討内容】

- 2.1 人工排熱の抑制
- 2.2 地表面の改善
- 2.3 風の道の確保

#### 指針第1号様式(開発事業地球温暖化対策計画) 2頁への記載例

ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー等排熱設備については、排熱位置を建物上部に設置し、通行者等への影響軽減を図る。</li> <li>・敷地内の駐車場に保水性舗装を使用する。</li> <li>・敷地周囲に極力多くの植樹を行う。</li> </ul>
---------------	---

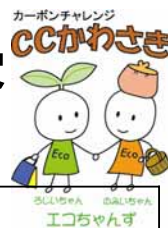
透水性舗装の採用



(等々力緑地駐車場)



### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容



#### (2)-3 交通環境への配慮

##### 【検討内容】

- 3.1 自動車利用の抑制
- 3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- 3.3 自動車交通の円滑化

#### 指針第1号様式(開発事業地球温暖化対策計画)

##### 2頁への記載例

交通環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正規模の駐車場・駐輪場を設置する。</li><li>・ショッピングセンターの搬入について、住民との動線に重ならないような搬入時間、経路とする。</li><li>・集合住宅において、社と共同による、カーシェアリングシステムを導入する。</li></ul>
----------	--

#### 電気自動車用インフラの整備



(川崎地下街アゼリア)

### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容



#### (2)-4 緑地の保全と緑化の推進

##### 【検討内容】

- 4.1 緑地の保全
- 4.2 緑化の推進

#### 指針第1号様式(開発事業地球温暖化対策計画)

##### 2頁への記載例

緑地の保全と緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地周囲の既存樹木は可能な限り保存する。</li><li>・集合住宅棟において、屋上緑化を実施する。</li></ul>
-------------	---

#### 屋上緑化や壁面緑化



(中原区役所)

### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容



#### (2)-5 工事に係る配慮

##### 【検討内容】

- 5.1 環境負荷の少ない資材の調達
- 5.2 工事における二酸化炭素排出量の抑制

#### 指針第1号様式(開発事業地球温暖化対策計画)

#### 2頁への記載例

工事に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低燃費型建設機械を積極的に採用する。</li> <li>・アイドリングストップを敢行する。</li> <li>・グリーン調達を積極的に実施する。</li> </ul>
---------	---



### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容



#### (3) 再生可能エネルギー源の利用の検討

##### 【検討内容】

開発区域の標準的なエネルギー需要の状況とともに、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、再生可能エネルギー源を利用した設備の導入について検討する。

#### 指針第1号様式(開発事業地球温暖化対策計画)

#### 2頁への記載例

検討結果	導入する      導入しない
導入機器	太陽光発電設備(屋上設置)

#### 太陽光発電施設の利用



(国際交流センター市民共同発電所)



### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容

#### (4) 特定建築物に係る環境性能評価の目標設定

川崎市公害防止等生活環境保全条例により、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が5,000㎡を超える建築物(一戸建ての住宅・長屋を除く)(「特定建築物」といいます。)については、環境配慮の取組を提出していただくこととなっています。

この特定建築物が開発事業に含まれる場合について、「CASBEE川崎」における総合評価について、目標を設定していただくものです。

(詳細は、建築物環境配慮制度のホームページをご覧ください)

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/casbee/casbee.htm>

ランク	評価	BEE値ほか
S	すばらしい	BEE = 3.0以上、 Q = 50以上
A	大変良い	BEE = 1.5以上3.0未満
B+	良い	BEE = 1.0以上1.5未満
B-	やや劣る	BEE = 0.5以上1.0未満
C	劣る	BEE = 0.5未満

#### 指針第1号様式(開発事業地球温暖化対策計画)3頁への記載例

	棟番号	評価の目標
特定建築物の評価	棟	総合評価 B+ 以上
	棟	総合評価 B+ 以上
		15

### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容

(5) エネルギー等の削減量(様式は任意です。)

#### 計算例

(ア) 削減されるエネルギー量(以下「エネルギー削減量」といいます。)  
 = 標準エネルギー需要量のうち、  
 導入される省エネルギー機器に係る部分のエネルギー需要量  
 $\times (1 - (\text{標準的な機器の効率} \cdot \text{COP} / \text{導入される省エネルギー機器の効率} \cdot \text{COP}))$

(イ) 削減される二酸化炭素の排出量(以下「二酸化炭素削減量」といいます。)  
 = エネルギー削減量(MJ/年)  $\times$  二酸化炭素排出係数(CO<sub>2</sub>/MJ、CO<sub>2</sub>/kwh)

(ウ) エネルギー削減率  
 $= 1 - (\text{標準エネルギー需要量(MJ/年)} - \text{エネルギー削減量(MJ/年)}) / \text{標準エネルギー需要量(MJ/年)}$

(エ) エネルギー起源の二酸化炭素削減率(以下「二酸化炭素削減率」といいます。)  
 $= 1 - (\text{標準二酸化炭素排出量(kg-CO}_2\text{/年)} - \text{二酸化炭素削減量(kg-CO}_2\text{/年)}) / \text{標準二酸化炭素排出量(kg-CO}_2\text{/年)}$

マニュアルでは、NEDOの事例の計算例を提示







### 3 開発事業地球温暖化対策指針の内容

#### (6) 提出書類

計画書として次の書類を提出するものとします。

**開発事業地球温暖化対策計画書(規則第4号様式)**

**開発事業地球温暖化対策指針に定める資料**

- ・ 開発事業地球温暖化対策計画(指針第1号様式)
- ・ 位置図
- ・ 現況図
- ・ 土地利用計画図
- ・ 造成計画平面図
- ・ 開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料
- ・ エネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料
- ・ 再生可能エネルギー源を利用した機器の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料

環境影響評価の指定開発行為に該当するものは準備書と重複するものを省略

17

## 4 お問い合わせ



時間内に対応できなかった質問等あれば、質問票に御記入いただくか、下記にメールをお寄せください。多く寄せられた質問と回答の内容についてはHPで公表させていただくとともに、少ないものについては個別に対応させていただきます。(後日、メールやファクスによる問い合わせも受け付けます)。

お問い合わせ先

川崎市環境局地球環境推進室

電話 044 - 200 - 2405

FAX 044 - 200 - 3921

Eメール [30titan@city.kawasaki.jp](mailto:30titan@city.kawasaki.jp)

URL <http://www.city.kawasaki.jp/30/30tisui/jyourei/index.htm>

18